

2021年度 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	56,726	保険契約準備金	2,036,385
預 貯 金	56,726	支 払 備 金	81,459
有 価 証 券	1,970,587	責 任 準 備 金	1,954,427
国 債	276,051	契 約 者 配 当 準 備 金	497
地 方 債	84,049	代 理 店 借	2,244
社 債	273,145	再 保 險 借	7,776
株 式	1,728	そ の 他 負 債	24,940
外 国 証 券	944,833	未 払 法 人 税 等	522
そ の 他 の 証 券	390,778	未 払 金	11,512
貸 付 金	63,710	未 払 費 用	4,722
保 險 約 款 貸 付	23,281	前 受 収 益	1
一 般 貸 付	40,429	預 り 金	484
有 形 固 定 資 産	21,718	預 り 保 証 金	1,261
土 地	15,217	金 融 派 生 商 品	4,542
建 物	5,757	資 産 除 去 債 務	44
その他の有形固定資産	743	仮 受 金	1,848
無 形 固 定 資 産	11,549	役 員 賞 与 引 当 金	38
ソ フ ト ウ ェ ア	11,547	退 職 給 付 引 当 金	917
その他の無形固定資産	1	価 格 変 動 準 備 金	6,267
代 理 店 貸	209	負債の部合計	2,078,568
再 保 險 貸	4,956	(純資産の部)	
そ の 他 資 産	44,150	資 本 金	56,400
未 収 金	29,365	利 益 剰 余 金	35,516
前 払 費 用	2,250	そ の 他 利 益 剰 余 金	35,516
未 収 収 益	6,835	繰 越 利 益 剰 余 金	35,516
預 託 金	1,275	株 主 資 本 合 計	91,916
金 融 派 生 商 品	3,996	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,899
仮 払 金	426	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 958
そ の 他 の 資 産	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,941
繰 延 税 金 資 産	6,176	純 資 産 の 部 合 計	100,857
貸 倒 引 当 金	△ 359	負債及び純資産の部合計	2,179,426
資産の部合計	2,179,426		

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価は、以下のとおりであります。
 - ① 売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。
 - ② 満期保有目的の債券については先入先出法による償却原価法(利息法)によっております。
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については先入先出法による償却原価法(利息法)によっております。
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については原価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。
 - ⑤ その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は先入先出法、ただし、市場価格のない株式等については先入先出法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、以下の方法によっております。
 - ・有形固定資産
定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。
4. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
なお、その他有価証券の換算差額のうち、外貨建債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、最終の回収について重大な懸念が存在する債権については、回収の可能性を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、貸倒実績等から算出した予想損失率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は、以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	一括償却
過去勤務費用の処理年数	一括償却
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に従い、外貨建債券に係る為替変動リスク等のヘッジとして為替の振当処理を行っております。また、債券に係るキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の為替変動等またはキャッシュ・フロー変動を比較する方法によっております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(2022 年 3 月 17 日 実務対応報告第 40 号)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	債券
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、期末時点において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第 4 条第 2 項第 4 号)に記載された方法に従って計算された金額を積み立てております。責任準備金のうち保険料積立金については、以下の方式により計算しております。
- ① 標準責任準備金対象契約については、1996 年 2 月大蔵省告示第 48 号に定める方式
 - ② 標準責任準備金対象外契約については、平準純保険料式
ただし、無配当外貨建終身保険(積立利率変動型)及び無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型)については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定める方法により計算しております。

なお、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。その結果、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加で積み立てた責任準備金が含まれております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

13. 保険料及び保険金等支払金(再保険料除く)の計上基準は、以下のとおりであります。
- ① 保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。
 - ② 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

14. 重要な会計上の見積りは、以下のとおりであります。

① 繰延税金資産

繰延税金資産は、貸借対照表上、繰延税金資産（純額）6,176百万円を計上しており、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は10,303百万円であります。繰延税金資産の算出方法について、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性の判断をしております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、将来の不確実な運用環境や保険収支の変動等により影響を受ける可能性があり、実際の課税所得が見積りと異なった場合、翌会計年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

② 追加責任準備金

責任準備金の金額は1,954,427百万円であり、当該勘定には追加責任準備金が含まれております。追加責任準備金は、保険計理人が「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（日本アクチュアリー会）に準拠して行った将来収支分析に基づき、将来5年間の不足額を積み立てています。なお、将来収支分析における将来の死亡率、事業費率、運用利回り等の経験率は過去の実績に基づいて定めているため、それらの将来の実績が変動すると追加責任準備金の金額は変動します。

15. 会計上の変更に関する事項は、以下のとおりであります。

「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

16. 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりであります。

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

17. ① 金融商品の状況及び時価等に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、全世界のマニユライフ・グループ全体で実施されている資産負債管理プロセスに則って行っております。このプロセスに基づき、主に、日本国債・投資適格社債・投資信託等に投資しております。また、デリバティブについては、主として資産リスクのヘッジ手段・現物取引の代替手段、収益確定手段として活用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクの管理にあたっては、資産運用別の運用限度枠やバリュアットリスクに基づくリスク量の限度枠を設定するとともに、保有資産の損益状況のモニタリングを行うことにより、適正な管理を行っております。外貨建の責任準備金に対応する運用は主として同じ通貨建の資産で運用を行い、円貨建の責任準備金に対応して運用している外貨建資産に関してはヘッジ取引で円貨に転換し、為替リスクを排除しております。信用リスクの管理にあたっては、各投融資先の信用リスクの状況を内部格付制度により評価し、また、投融資限度枠を設定して特定企業・業種への与信集中を防いでおります。一方、与信全体の予想損失額の把握により資産全体における信用リスク管理も行っております。

主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	1,942,919	1,955,784	12,864
売買目的有価証券	453,459	453,459	-
満期保有目的の債券(*1)	153,333	146,280	△7,052
責任準備金対応債券(*1)	483,229	503,146	19,917
その他有価証券	852,897	852,897	-
貸付金(*2)	63,696	67,346	3,649
保険約款貸付	23,267	23,267	-
一般貸付	40,429	44,078	3,649
金融派生商品(*3)	△545	△545	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	△1,052	△1,052	-
ヘッジ会計が適用されているもの	506	506	-

- (*1) 満期保有目的の債券及び一部の責任準備金対応債券について、通貨関連のデリバティブ取引があり、当該金融派生商品の時価はそれぞれ625百万円、△6,888百万円であります。
- (*2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (*4) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、9,181百万円であります。
- (*5) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号。以下「時価算定適用指針」という。)第27項に基づき、有価証券に含めておりません。当該組合出資金等の当期末における貸借対照表価額は18,486百万円であります。
- (*6) 現金及び預貯金、未収金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

② 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
売買目的有価証券				
外国証券	-	119,067	-	119,067
其他有価証券				
国債	-	140,768	-	140,768
地方債	-	48,871	-	48,871
社債	-	141,973	-	141,973
外国証券	-	397,810	2,403	400,213
資産計	-	848,492	2,403	850,895
デリバティブ取引				
通貨関連	-	△275	-	△275
金利関連	-	△5	-	△5
株式関連	-	-	86	86
債券関連	-	-	△354	△354
その他	-	2	-	2
デリバティブ計	-	△278	△267	△545

※「時価算定適用指針」第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は455,460百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産 (単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金				
保険約款貸付	-	-	23,267	23,267
一般貸付	-	-	44,078	44,078
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	10,713	-	10,713
外国証券	-	133,363	2,204	135,567
責任準備金対応債券				
国債	-	144,164	-	144,164
地方債	-	36,062	-	36,062
社債	-	122,849	-	122,849
外国証券	-	199,762	307	200,070
資産計	-	646,916	69,857	716,774

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。当期末においては、該当資産はありません。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に国内外の債券(超長期私募債等を除く)がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や信用リスク等が含まれます。超長期私募債等、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル 3 の時価に分類しております。投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価算定適用指針第 26 項に従い経過措置を適用し、レベルを付していません。

イ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付は固定金利貸付のみであり、当該貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。これらについては、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル 3 の時価に分類しております。

ウ. デリバティブ取引

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて市場標準の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整は相殺契約や担保を考慮して検討しております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しており、株式スワップ取引等が含まれます。

(4) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル 3 の時価に関する情報

ア. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 その他有価証券 外国証券	割引現在価値法	割引率	2.439%
デリバティブ取引 債券関連	割引現在価値法	割引率	△0.113%～0.084%

イ. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券	デリバティブ取引	合計
	その他有価証券	株式関連・債券関連	
	外国証券		
期首残高	-	47	47
当期の損益または 評価・換算差額等	△60	△205	△266
損益に計上(*1)	65	67	133
評価・換算差額等に計上(*2)	△125	△273	△399
購入、売却、発行及び決済の純額	2,463	△109	2,354
レベル 3 の時価への振替	-	-	-
レベル 3 の時価からの振替	-	-	-
期末残高	2,403	△267	2,135
当期損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価益(*1)	-	△19	△19

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 「その他有価証券評価差額金」及び「繰延ヘッジ損益」に含まれております。

ウ. 時価の評価プロセスの説明

当社は時価の算定に関する方針及び手続、並びに時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。これらの方針及び手続に基づき、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプット並びに算定結果としての時価の妥当性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

エ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

外国証券及びデリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率の著しい上昇(低下)は、金融資産の時価の著しい下落(上昇)を生じさせることとなります。

18. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は 20,217 百万円、時価は 29,680 百万円であります。なお、当該賃貸等不動産は、当社が賃貸オフィスビルを使用している部分を含んでおります。これらの時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額によっております。
19. 債権のうち、危険債権額は、30 百万円であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(表示方法の変更)

当期より、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020 年 1 月 24 日内閣府令第 3 号)が 2022 年 3 月 31 日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、7,118 百万円であります。
21. 特別勘定の資産の額は、460,239 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
22. 関係会社に対する金銭債権の総額は 208 百万円、金銭債務の総額は 2,316 百万円であります。
23. 繰延税金資産の総額は、15,751 百万円、繰延税金負債の総額は、4,127 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、5,448 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 9,999 百万円、価格変動準備金 1,754 百万円、減価償却超過額 1,131 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 3,586 百万円であります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された金額は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 5,448 百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、保険契約準備金に係る評価性引当額の増加であります。当年度における法定実効税率は 28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増加 18.33%であります。
24. 契約者配当準備金の異動状況は、以下のとおりであります。

当期首現在高	562 百万円
当期契約者配当金支払額	88 百万円
利息による増加	0 百万円
契約者配当準備金繰入額	23 百万円
当期末現在高	497 百万円

25. 関係会社の株式は、1,299 百万円であります。
26. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は 2,734 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は 2,247,130 百万円であります。
27. 1 株当たり純資産額は、833,666 円 17 銭であります。なお、1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額は 43,358 百万円であり、算定に用いられた事業年度末の普通株式数は 52,010 株であります。
28. 1996 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当年度末残高は、132 百万円であります。
29. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、8,418 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
30. 責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は、以下のとおりであります。

負債のキャッシュ・フローの特性に応じて小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅に対応させることにより、金利変動リスクを管理しております。当該区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、資本/ファイナンス委員会にて定期的に確認しております。
 なお、小区分は、以下のとおり設定しております。

- ① 以下の保険商品から構成される円建一般小区分
 - ・第百生命保険相互会社から移転を受けたすべての保険種類
 - ・区分経理規程における有配当商品区分に属する商品及び医療保険
 - ・変額個人年金保険における年金開始後(特別勘定で資産を管理している契約を除く)
 - ・無配当終身保険
 - ・通増定期保険、新通増定期保険、無配当終身ガン保険、無配当ガン治療保険、無配当歳満了定期保険、無配当定期保険、及び無配当災害保障重点期間付定期保険
- ② 以下の保険商品から構成される豪ドル建商品小区分
 - ・外貨建定額個人年金保険
 - ・通貨選択型個人年金保険
 - ・通貨選択型変額終身保険(特別勘定部分は除く)
 - ・通貨選択型一時払終身保険
- ③ 以下の保険商品から構成される米ドル建商品小区分
 - ・外貨建定額個人年金保険
 - ・通貨選択型個人年金保険
 - ・通貨選択型変額終身保険(特別勘定部分は除く)
 - ・通貨選択型一時払終身保険

31. 退職給付に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は内勤職員及び営業職員については、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	9,208 百万円
勤務費用	955 百万円
利息費用	38 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△174 百万円
退職給付の支払額	<u>△1,483 百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>8,543 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	8,127 百万円
期待運用収益	143 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△252 百万円
事業主からの拠出額	856 百万円
退職給付の支払額	<u>△1,248 百万円</u>
期末における年金資産	<u>7,625 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,954 百万円
年金資産	<u>△7,625 百万円</u>
	328 百万円
非積立型制度の退職給付債務	589 百万円
退職給付引当金	<u>917 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	955 百万円
利息費用	38 百万円
期待運用収益	△143 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	77 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>928 百万円</u>

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	85.4%
株式	11.9%
その他	<u>2.6%</u>
合計	<u>100.0%</u>

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、以下のとおりであります。

(内勤職員)	
割引率	0.54%
長期期待運用収益率	1.76%
(営業職員)	
割引率	0.49%
長期期待運用収益率	1.76%

2021年度

2021年 4月 1日から

2022年 3月 31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益等収入	1,064,403
保険料等収入	932,017
保再保	577,326
資産運用	354,691
利息及び配当金等収入	131,261
預貯金利息	32,126
有価証券利息・配当金	0
貸付金利息	29,267
不動産賃貸料	985
その他の利息配当金	1,873
有価証券売却益	0
特別勘定資産運用益	11,258
その他経常収入	50,774
年金特約取扱受入金	37,102
保険金据置受入金	1,124
退職給付引当金戻入	615
その他の経常収入	327
	162
	18
経常費用等支払金	1,056,684
保険金等支払金	891,579
年給	39,593
給解約返戻金	68,177
再保の他返戻金	21,197
責任準備金等繰入額	325,836
支払準備金繰入額	9,806
責任準備金繰入額	426,968
契約者配当金積立利息繰入額	77,420
資産運用費用	15,374
支払証券売却損	62,044
有価証券評価損	0
融派生商品費	11,041
倒引当金繰入額	4
貸付金償却費用	5,217
貸用の不動産等減価償却費用	1,110
その他の業経常費用	1,542
保険金据置支払金	38
減価償却費用	1
その他の業経常費用	274
保稅減価償却の他業経常費用	2,852
	68,452
	8,191
	404
	5,698
	2,072
	17
経常利益	7,718
特別損失	927
固定資産等処分損	8
価格変動準備金繰入額	919
契約者配当準備金繰入額	23
引前当及期純	6,767
人税等	2,512
人税	646
人税	3,158
人税	3,608

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は 3 百万円、費用の総額は 13,209 百万円であります。
2. (1) 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 2,593 百万円、株式等 1,440 百万円、外国証券 7,224 百万円であります。
(2) 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,309 百万円、外国証券 3,908 百万円であります。
(3) 有価証券評価損の内訳は、株式等 1,018 百万円、その他の証券 92 百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は、25 百万円であります。
4. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は、149,356 百万円であります。
5. 金融派生商品費用には、評価損 2,776 百万円が含まれております。
6. 普通株式に係る 1 株当たり当期純利益は、25,158 円 10 銭であります。
7. 再保険料には、1996 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 97 百万円を含んでおります。
8. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。
 - (1) 親会社及び法人主要株主等
記載すべき取引はありません。
 - (2) 子会社及び関連会社等
記載すべき取引はありません。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	マニユファクチャラーズ・ ライフ・ラインシュランス・ リミテッド	なし	再保険取引	再保険 収入	348,550	再保険貸	4,518
				再保険料	416,342	再保険借	5,884

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 再保険取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

- (4) 役員
記載すべき取引はありません。